

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年7月1日
【会社名】	イサム塗料株式会社
【英訳名】	Isamu Paint Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 倍章
【本店の所在の場所】	大阪市福島区鷺洲2丁目15番24号
【電話番号】	(06)6458-0036
【事務連絡者氏名】	総務部長 糸洲 治夫
【最寄りの連絡場所】	大阪市福島区鷺洲2丁目15番24号
【電話番号】	(06)6453-4511
【事務連絡者氏名】	総務部長 糸洲 治夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、以下のとおり、2020年6月26日、当社の第74回定時株主総会において決議事項が決議されたため、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円

総額47,662,525円

剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月29日

剰余金の処分にに関する事項

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 300,000,000円

減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設等の変更並びに執行役員制度を導入するための所要の変更を行う。

第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

監査等委員でない取締役に北村倍章、角井和夫、深田修也の3氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役に横江喜夫、澤田直樹、櫻元雄生の3氏を選任する。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

監査等委員でない取締役の報酬額を年額1億2千万円以内とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額3千万円以内とする。

第7号議案 退任取締役に對し退職慰労金贈呈の件

退任取締役 岩倉伸介氏および太田聰男氏に對し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成比率(注)1
第1号議案 剰余金の処分の件					
(1) 期末配当に関する事項	15,620	965	0	(注)2	可決 93.00%
(2) 剰余金の処分に関する事項	15,620	965	0		可決 93.00%
第2号議案 定款一部変更の件	16,550	35	0	(注)3	可決 98.54%
第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件					
北村 倍章	16,403	182	0		可決 97.66%
角井 和夫	16,544	41	0	(注)4	可決 98.50%
深田 修也	16,544	41	0		可決 98.50%
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
横江 喜夫	16,537	48	0		可決 98.46%
澤田 直樹	16,546	39	0	(注)4	可決 98.51%
櫻元 雄生	16,546	39	0		可決 98.51%
第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件	16,534	51	0	(注)2	可決 98.44%
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	16,534	51	0	(注)2	可決 98.44%
第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	15,948	637	0	(注)2	可決 94.95%

(注)1. 賛成比率は、議決権行使書による事前の議決権行使及び株主総会当日出席の株主による議決権行使の個数の合計を分母とし、事前の議決権行使、当日出席の一部の大株主及び役員の賛成が把握できる議決権数の合計を分子として、割合を示したものです。

2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
4. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) (3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権の事前行使分、当日出席の株主のうち賛否の把握ができる一部の大株主及び役員の議決権数の集計により、全ての議案につき可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席した株主の議決権のうち、一部の大株主及び役員以外の株主により行使された議決権は集計しておりません。

以上